

## 旧システム(2022まで)との変更点 2024版

項目	変更点
加盟登録番号	<p><b>【10桁から11桁へ】</b></p> <p>従来の10桁の末尾に検査用の数字1桁を追加した11桁となります。</p> <p>先頭から1-2桁が県連番号、3-4桁が登録年度（西暦下2桁）、5-10桁が登録順、11桁が検査用</p>
振込口座	<p><b>【日本連盟専用口座（三菱UFJ・ゆうちょ）から、組織ごとの口座へ】</b></p> <p>日本連盟に申請する際に、システム内に専用口座の情報が表示されます。</p> <p>なお、送金元の金融機関（各組織でご利用の）から都市銀行へ送金する場合の振込手数料となります。</p> <p>※旧口座（三菱UFJ・ゆうちょ）や別口座に送金された場合、自動承認とはならず入金確認～承認まで日にちを要しますので、ご注意ください</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 団向け「9（1）登録料を送金する」</li> <li>▶ 県連盟・地区向け「9（1）登録料を送金する」</li> </ul> <p><b>★重要★ システムへの振り替えに日数がかかる障害の対応のため、全組織(団・地区・県連盟)の口座が新しくなります（口座番号のみの変更です。金融機関支店＝みずほ銀行二十三号支店は変更ありません）。</b></p> <p><b>現行口座利用：2024(令和6)年1月4日(木)まで =システム停止期間中まで</b></p> <p><b>新 口座利用：2024(令和6)年1月5日(金)から =システム再開後から</b></p> <p><b>※この期間以降に現行口座あてに手続きいただいた場合は取引成立しないことがありますので、ご注意くださいますようお願いします</b></p>
日本連盟登録料の預かり金（過納金）の取り扱い	<p><b>【システム外の管理でしたが、システム内に仕組みができました】</b></p> <p>システムの「登録料出納帳」※より入出金の確認ができるので、預かり金（過納金）も精算していただけます。預かり金（過納金）精算時の日本連盟へのメール連絡は不要となり、システム内で完結することができます。</p> <p>※2024年1月よりメニュー名が変わります （2023年12月までの名称「未払金台帳」）</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 団向け「9（1）預かり金(過納金)を確認する」</li> <li>▶ 県連盟・地区向け「9（2）預かり金(過納金)を確認する」</li> </ul>
スカウトの電話番号登録	<p><b>【携帯番号は登録不可でしたが、任意で登録可能となります】</b></p> <p>携帯番号は、入力（登録）していただくことができます。従来のようにエラーにはなりません。加盟登録の項目へ情報を入力（登録）することを保護者に確認いただき、承諾された場合に限りご対応ください。</p>

<p>非加盟員の申請の流れ</p>	<p><b>【仮申請が不要になり、他の申請時にも申請可能となります（条件あり）】</b></p> <p>非加盟員の申請は、いつでも申請可能となり、また仮申請がないので日本連盟承認(共済補償開始)まで日程を短縮します。</p> <p>※年度最初の申請（継続登録申請）を除きます</p> <p>加盟員・非加盟員を一緒に申請した場合、非加盟員分だけが本申請されます（入金が満ちた時点で自動承認）。加盟員の申請は通常どおりの手順です（仮申請を経て日本連盟へ申請）。</p> <p>また、ほかの申請中であっても、非加盟員のみ場合は申請することが可能です。</p> <p>※加盟員を一緒に申請することはできません</p>
<p>移籍依頼</p>	<p><b>【システム外の書式「移籍依頼書」を使用していましたが、システム内に仕組みができました】</b></p> <p>システム内で双方の確認を取ったうえで、移籍先から申請していただく流れは従来どおりです。すべてシステム内で手続きしていただくことができます。</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』や手順「移籍の流れ」参照</p> <p>▶ 団向け「5. 加盟員・非加盟員の移籍」</p> <p>▶ 県連盟・地区向け「5. 加盟員の移籍」</p>
<p>他団の従登録依頼</p>	<p><b>【システム外で主・従団で確認していましたが、システム内に仕組みができました】</b></p> <p>システム内で双方の確認を取ったうえで、主登録団から申請していただく流れは従来どおりです。すべてシステム内で手続きしていただくことができます。</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』や手順「他団との従登録の流れ」参照</p> <p>▶ 団向け「11. 他団との従登録」</p> <p>※ただし、他団の団委員長や隊長を従登録する場合は特例措置の対象となり、システムでは申請いただけません。所属連盟にご相談ください</p> <p>※県連盟・地区役職員の従登録は別の手続きです</p>
<p>復活登録</p>	<p><b>【復活できる対象が「昨年度登録のあった方」から「個人情報を保存した方」に変更となります】</b></p> <p>旧システムで非継続となった方については、2022(R4)年度加盟登録していた方のみ、2023(R5)年度内の手続きであれば復活可能です。</p> <p>非継続する際に「個人情報を保存する」を選択した場合は、活動再開時にそのデータ（活動停止まで使用していた加盟員番号）で復活登録することが可能です。</p> <p>「個人情報を削除する」を選択した場合は、従来どおり翌年度に限り復活登録が可能ですが、以降は新規登録として手続きいただきます。</p> <p>操作担当者は、継続申請の手続きの際、非継続の方に対し個人情報を保持するか否かの入力をお願いします。</p> <p>以前の所属先が他の組織の場合などで状況不明の場合は、日本連盟に照会を依頼してください。</p>

<p>登録書類（加盟登録証・加盟登録証書）</p>	<p><b>【従来、紙製で送付していましたが、データ出力(印刷可能)となります】</b></p> <p>組織の操作担当者は、必要に応じ、これらのデータを出力して印刷することが可能です。</p> <p>また、加盟登録証は、SAJ会員マイページ※に表示されます。</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』参照</p> <p>▶団向け「14.ファイル出力管理」</p> <p>▶県連盟・地区向け「16. ファイル出力管理」</p> <p>※SAJ会員マイページについては、以下をご参照ください</p> <p><a href="https://www.scout.or.jp/member/mypagefaq/">https://www.scout.or.jp/member/mypagefaq/</a></p> <p>※共済証書は、年1回、組織ごとに紙で郵送します（従来どおり）</p>
<p>同居減免の取り下げ</p>	<p><b>【同居減免の取り下げの手続きが行えます】</b></p> <p>旧システムで住所変更をされる場合は、同居減免者はシステム外でのデータ修正の必要があり直ちに申請いただけない等の不都合がありましたが、現行システムでは基本情報で住所変更しつつ同居減免を解除できるようになりました。</p> <p>▶団向け『申請手続き』「3（8）加盟員の減免」</p>
<p>申請の差し戻し</p>	<p><b>【差し戻しできる範囲の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 県連盟（地区）は、承認前の仮申請を差し戻すことができます（従来どおり）</li> <li>- 日本連盟は、承認前の本申請を差し戻すことができます（従来どおり）</li> <li>- 日本連盟は、県連盟承認後～本申請前の申請を、県連盟承認前の状態に戻すことはできません（申請者による取り下げ～再申請が必要となります）</li> </ul>
<p>申請の取り下げ</p>	<p><b>【申請者により申請を取り下げることが可能です】</b></p> <p>仮申請以降、日本連盟承認に至る前までの間で、申請者は申請を取り下げることができます。途中で誤りに気が付き修正したい場合などにご利用ください。県連盟（地区）が承認した後でも取り下げできます。</p> <p>なお、県連盟（地区）承引後の場合、承認者に取り下げられた旨のメール通知が届きます。</p> <p>詳細は、マニュアル『申請手続き』参照</p> <p>▶団向け「3（16）仮申請を取り下げる」</p> <p>▶県連盟・地区向け「7（3）仮申請を取り下げる【地区の場合】」</p> <p>※本申請も仮申請と同様です。ただし、自動承認を含む日本連盟承認後は取り下げることができません</p>

変更申請

**【継続登録申請期間中も変更申請ができます】**

期間中(1～3月)に、当年度追加登録での変更申請や、次年度継続登録が完了した加盟員・非加盟員や組織の変更申請ができるようになりました。

できること・できないこと、タイミングにより当年度変更した内容が次年度に共有される場合・されない場合などがありますので、マニュアルでご確認ください。

詳細は、マニュアル『申請手続き』参照

▶団向け「3（3）加盟員の登録内容を変更する」の「継続登録申請期間(1～3月)の動作について」「継続登録が一度完了している団・加盟員の継続登録での更なる変更について」

▶県連盟・地区向け「4（2）加盟員の登録内容を変更する」の「継続登録申請期間(1～3月)の動作について」「継続登録が一度完了している県連盟(地区)・加盟員の継続登録での更なる変更について」